

# ～ 確定申告特集 ～

これから税申告の時期を迎えます。新型コロナウイルス感染症防止のためにも、自宅で申告書を作成し、提出しましょう。

## ご自宅からの e-Tax 申告のご案内

申告書の作成・送信は国税庁ホームページから  
確定申告書等作成コーナーなら自宅でいつでも申告♪  
さらに！e-Tax なら早期還付されます



確定申告



確定申告書等作成コーナーへ

### STEP 「国税庁ホームページ」へアクセス

※令和3年分は令和4年1月から対応予定

**1** 所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。

### STEP 申告書等を作成

**2** 画面の案内に従って金額などを入力するだけで、税額などが自動計算。簡単・便利に作成できます。

### STEP 申告書を提出

- 3**
- (1) e-Tax で送信して提出できます。
  - (2) 申告書を印刷し、添付書類とともに郵送で提出できます。

ICカードリーダライタ  
がなくてもOK



## e-Tax の送信方法は2通り

### ① マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード+マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタ

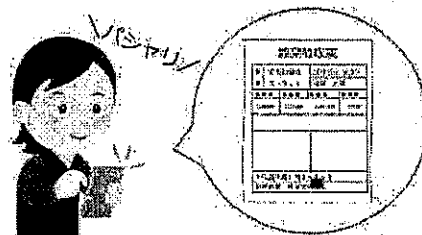
### ② IDとパスワードで送信（マイナンバーカードを持っていない方）

事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、税務署にお越しください。

令和3年分（令和4年1月以降）からはさらに便利に！

### スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、  
金額や支払者情報などが自動で入力されます！



### スマホ専用画面の対象範囲が拡大

#### スマホ専用画面の対象範囲

（NEW は令和4年1月から対応予定）

#### 【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 (NEW)
- （上場株式等の譲渡所得等・配当所得等）
- 上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分）(NEW)

#### 【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 (NEW)
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

# 確定申告 × マイナポータル

令和3年分確定申告からさらに広がる自動入力！

ふるさと納税
株式の特定口座
住宅ローン控除関係
生命保険
地震保険
医療費

※自動入力するためには、事前設定が必要となります。

詳しくは「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。



マイナポータル連携  
特設ページはこちら



マイナポータル連携可能な  
証明書の発行元一覧はこちら



## 相談はチャットボットや電話でもできます！

### ▶ チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

税務職員ふたば

### ▶ お電話での相談

e-Taxの使い方  
(操作方法等)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

申告書の作成に  
当たってのご不明点等

所轄の税務署へお電話ください

## 医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

◎ 医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」の添付が必要です（領収書では医療費控除は受けられません。）。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

※医療保険者等から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

## 確定申告書等を税務署へ郵送等で提出される方へ

◎ 郵送等で提出される方は、送付する封筒等に、ご自分の住所・氏名を記載してください。また、確定申告書等の「控え」に税務署の受付印が必要な方は、控えにも提出用と同様に必要事項をボールペン等で記載の上、切手等を貼った返信用封筒を同封し、提出用と併せて送付してください。

◎ 税務上の申告書や申請書・届出書は、郵便法上「信書」に該当しますので、信書便取扱可能な郵送又は信書便で送付願います。

なお、上記以外の方法（各種小包・宅配便等）で送付した場合は、税務署に到達した日が提出日となりますので、ご注意ください。

《送付先》〒260-8688 千葉市中央区蘇我 5-9-1 千葉南税務署

## 所得税確定申告書作成相談会場のご案内

ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒や検温などにご協力いただくようお願いいたします。

### 1 千葉南税務署 千葉市中央区蘇我5丁目9番1号

#### ●開設期間 2月16日(水)～3月15日(火)

※土日及び祝日を除く。ただし2月20日(日)と2月27日(日)は開場します。

※公的年金を受給されている方は、開設期間前でも相談を受け付けます。

#### ●受付時間 8時30分～16時(提出は17時まで)

会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、当日会場で配布します。

※入場整理券の配布状況に応じて、早めに受付を終了する場合があります。

#### ●注意事項

※1月17日(月)～3月15日(火)まで駐車場の利用はできません。

【問合せ先】千葉南税務署 ☎043-261-5571

### 2 五井会館 市原市五井中央西2丁目3番地13

#### ●開設期間 2月2日(水)～2月4日(金)

#### ●受付時間 9時～14時

会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、当日会場で配布します。

※入場整理券の配布状況に応じて、早めに受付を終了する場合があります。

#### ●注意事項

※自宅等で作成された確定申告書の提出はできません。

※土地・建物及び株式などの譲渡所得がある人並びに住宅ローン控除を新規に受ける人は対象外です。

※駐車場はありません。公共交通機関または近隣の有料駐車場をご利用ください。

【問合せ先】千葉南税務署 ☎043-261-5571

# 【対象者限定確定申告会場】

## 3 市原市役所 第2庁舎3階

●開催期間 2月16日(水)～2月28日(月)

※土日及び祝日を除く。

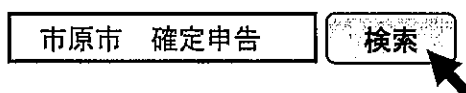
### ●受付期間

新型コロナウイルス感染症防止のため「事前予約制」とし、予約をした方には「受付票」を郵送します。事前予約の方法は次のとおりです。

①市原市ホームページ上の予約サイトで予約

1月4日(火) 10時～2月10日(木) 17時

スマホの方はこちらから



②申告予約コールセンターで予約 ☎0436-26-6395

1月4日(火)～1月28日(金)の平日

10時～16時(12時～13時を除く。)

※間違い電話にご注意ください。

予約にあたっては、お名前、生年月日、ご住所、電話番号を伺います。

コールセンターがつながりにくい状況がございますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### ●相談対象者 給与所得者・年金受給者のみ

※次の方の相談はできません。

- ・営業、外交員報酬、農業、不動産、配当、一時所得、土地・建物及び株式等の譲渡所得等がある人。
- ・住宅ローン控除を新規に受ける人。
- ・過年度申告(令和2年分以前の申告)をする人。

### ●注意事項

※自宅等で作成された確定申告書の提出はできません。直接税務署に提出(郵送可)してください。

※駐車場に限りがあり、駐車できない場合があります。公共交通機関等をご利用ください。

※市県民税の申告相談は3月15日まで市役所第2庁舎1階市民税課窓口で実施します。(受付時間9時～17時15分)

【問合せ先】市役所市民税課 ☎0436-23-9811